（参考）【窓口確認票　確認内容】の判断について

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | 考え方 |
| No１移動、外出に介助が必要である。 | 直接的な介助、転倒の危険性等のための見守りなど、何らかの介助がないと、一人では移動、外出ができない。 |
| No２排泄・着替え・入浴などの身の回りのことに介助が必要である。 | 排泄・着替え・入浴などの身の回りの動作について、直接的な介助、声かけ、見守りなど何らかの介助が必要である。 |
| No３認知症状（物忘れ・同じ話を繰り返すなど）により、日常生活に支障がある。 | 認知機能の低下等により日常生活に支障のある症状や行動が見られる。 |
| No４下記のサービスを利用したい。  訪問看護・通所リハビリ（デイケア）・ショートステイ・地域密着型サービス・住宅改修・福祉用具のレンタルまたは購入・施設入所（介護保険施設・特定施設）・紙おむつの支給 | 介護保険による給付サービスあるいは紙おむつの支給を希望している。 |
| No５上記のいずれにも該当しないが、訪問型サービスあるいは通所型サービスを利用したい。 | No５のみ該当する場合は、理由を聞き取る。日常生活における困りごと等があり、介護等の支援が必要である理由がわかる内容を記載する。Ｎo６からNo１０の確認内容を聞き取る。 |
| No６公共交通機関等を利用して、または車を運転して一人で外出できる。 | 直接的な介助や見守りなどがなくても、一人で移動、外出ができる。 |
| No７内服管理・金銭管理は自分でできる。 | 内服管理や金銭管理について、直接的な介助や声かけ、見守りなどの介助がなくても自分で行える。 |
| No８電話の応対や伝言を伝えることができる。 | 日常生活において、自分で判断して行動がでできる。 |
| No９趣味活動や講座、サークル活動等に、概  ね週1回以上参加している。 | 必ずしも週１回以上でなくても、月３回程度、定期的に継続して参加できる活動がある場合も含む。 |
| No１０運動ができる施設などに通っている。 | 運動ができる施設に通うことが可能で、体力維持が見込める場合も含む。 |

【留意事項】

・被保険者が「要介護認定申請」を希望する場合は申請。

・明らかに要介護認定が必要と判断される場合は、窓口確認票は不要。

・基本チェックリストは、日常生活において何等かの困りごとがあり、介護等の支援が必要な人に対して、簡便かつ迅速に適切なサービスにつなげるためのものであるため、該当項目や心身の状態に応じて、効果的なサービスや地域活動等を紹介する。

・ご本人の年齢や疾患等による心身の状態や、生活環境等を勘案した上で柔軟に判断する。その旨、備考欄に記載すること。